

令和5年9月25日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和62年12月25日職福—691）」（以下「運用通知」という。）の一部を下記のとおり改正したので、令和5年10月1日（別表第1の改正については、令和6年4月1日）以降は、これによってください。

なお、令和8年9月30日までの間におけるこの通知による改正後の運用通知別表第6関係第21項の規定の適用については、当該規定中「電動ファン付き呼吸用保護具をいう」とあるのは、「電動ファン付き呼吸用保護具（当該防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具にあつては、令和6年10月1日前に製造され、又は輸入されたものを除く。）をいう」としてください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応

する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前								
<p>別表第6関係</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 第19号の「防毒マスク」とは、<u>ハロゲンガス用、有機ガス用、一酸化炭素用、アンモニア用又は亜硫酸ガス用防毒マスク</u>をいう。</p> <p>7～20 (略)</p> <p><u>21 第51号の「電動ファン付き呼吸用保護具」とは、防じん機能又はハロゲンガス用、有機ガス用、アンモニア用若しくは亜硫酸ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具</u>をいう。</p> <p>別表第1 健康管理者及び安全管理者を指名すべき組織区分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">省 庁</td> <td style="text-align: center;">組 織 区 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	省 庁	組 織 区 分	(略)	(略)	<p>別表第6関係</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 第19号の「防毒マスク」とは、<u>ハロゲンガス用防毒マスク、有機ガス用防毒マスク、一酸化炭素用防毒マスク、アンモニア用防毒マスク及び亜硫酸ガス用防毒マスク（亜硫酸・いおう用防毒マスクを含む。）</u>をいう。</p> <p>7～20 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>別表第1 健康管理者及び安全管理者を指名すべき組織区分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">省 庁</td> <td style="text-align: center;">組 織 区 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	省 庁	組 織 区 分	(略)	(略)
省 庁	組 織 区 分								
(略)	(略)								
省 庁	組 織 区 分								
(略)	(略)								

法務省	(略)	法務省	(略)
	(削る)		婦人補導院
	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1・2	(略)	備考 1・2	(略)

以 上